

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

介護保険制度では、3年毎に介護保険料を見直すこととされており、平成18年度から新しい保険料となります。また、今までの第2段階が細分化され、5段階から6段階になります。

平成17年度

平成18年度

区分	対象者	年額		区分	対象者	年額 (香美市)	
第1段階	・老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	旧土佐山田町 17,400円	→	第1段階	・老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	23,300円	
		旧香北町 19,800円 旧物部村 16,900円		第2段階			世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	旧土佐山田町 26,100円	↙	第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	34,900円	
第3段階		旧香北町 29,700円 旧物部村 25,400円		↘			第4段階
	第4段階	世帯の誰かが住民税課税者で本人は住民税非課税の方	第2段階からの激変緩和措置の対象者		38,600円		
第5段階			本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	旧土佐山田町 34,900円		→	第5段階
	旧香北町 39,600円 旧物部村 33,800円	第1段階からの激変緩和措置の対象者		34,900円			
第4段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	旧土佐山田町 43,600円	→		第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	第2段階からの激変緩和措置の対象者
		旧香北町 49,500円 旧物部村 42,300円		第3段階からの激変緩和措置の対象者			50,200円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	旧土佐山田町 52,300円	→	第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	第4段階からの激変緩和措置の対象者	
		旧香北町 59,400円 旧物部村 50,700円				激変緩和措置の対象者以外の方	69,800円

(注)激変緩和措置とは、税制改正による65歳以上の非課税限度額(所得金額:125万円)の廃止に伴い、従来は住民税非課税であった方が、住民税課税者となり保険料段階が上昇し、保険料が増えるため、段階的に保険料を引き上げる制度です。

【問い合わせ先】 保険課 介護保険係 (☎53-3118)